

※ 家庭問題情報センター(FPIC)

FPIC は家族紛争の調整や非行少年の更生に長年携わってきた元家庭裁判所調査官が中心となって、平成5年3月に設立された民間団体です。

豊富な経験と人間関係の専門的な知識・技法を広く活用し、健全な家族関係の実現に貢献するために様々な活動を行っています。



活動の内容

相談 面接相談・電話相談
情報誌の発行「ふぁみりお」(年3回)
講演会の開催・講師の派遣
セミナーの開催

後見人、後見監督人などの受任

面会交流の支援

養育費相談 養育費の相談を電話及びメールで行っています。

調停(ADR) 離婚・内縁等に関する紛争及び子の監護に関する紛争の調停を行っています。

鑑定人の推薦

子の引渡しの強制執行の立会人等の推薦

他の公的機関(裁判所、公証役場、地方自治体等)の活動に協力しています。

学校や企業の委託による相談も行っています。

全国の相談室

大阪、名古屋、広島、福岡、千葉、宇都宮、松江、新潟、横浜、盛岡、松山にも相談室を開設しています。各相談室の業務内容はホームページをご覧ください。

公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC)

東京ファミリー相談室

電話 03-3971-3741
03-3971-8553 (無料電話相談)

Fax. 03-3971-8592

ホームページ <http://www1.odn.ne.jp/fpic/>

養育費相談支援センター

電話 03-3980-4108
0120-965-419

Fax. 03-6411-0854

ホームページ <http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/>



〒171-0021

豊島区西池袋2丁目29番19号 KTビル10階

JR 池袋駅メトロポリタン出口から徒歩3分

●丸の内線 ●有楽町線 ●副都心線

●西武池袋線 ●東武東上線 各池袋駅から徒歩7分

ご案内



東京ファミリー相談室 養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター

面接相談

夫婦間の悩み

異性問題 夫婦間暴力 夫婦間のコミュニケーション

子育ての悩み

子育ての不安 夫の家事育児への非協力

思春期の子についての悩み

いじめ 不登校 引きこもり 非行

離婚をめぐる悩み

離婚の前に考えること 離婚後の生活不安
離婚の手続

親族間の悩み

きょうだい間の葛藤 老親の扶養や介護
遺産をめぐる争い

後見相談

後見人の仕事 任意後見

対人関係の悩み

職場、近隣との人間関係

子どもたちの悩み

友人関係 進路 親子の関係

夫婦同席相談も行っています。

予約電話 03-3971-3741

受付時間 月曜～金曜
10時から17時

標準相談料 60分 5,000円(税込)

90分 7,000円

夫婦同席相談 90分 8,000円

120分 10,000円

電話相談

相談室においてにれない人のために電話相談を開設しています。電話料金は相談者の負担ですが、相談料金は無料です。

相談専用電話 03-3971-8553

相談日 月曜日・水曜日・金曜日
10時から16時



面会交流の支援

別居や離婚によって、別れて暮らす親子が会えなくなったとき、面会交流を希望する人には、「FPICルール」(パンフレット「面会交流支援の案内」)に沿って面会交流支援を有料で実施しています。

調停や和解の取り決めをする前にまず事前相談を受けてください。

「面会交流支援の案内」は、FPICのホームページからダウンロードできます。

事前相談の費用 面接相談と同額です
実施の支援費用 別料金になります

かるがも電話相談
火曜、木曜 13時から16時

※面会交流専門の相談電話 番号は03-3971-8553

離婚協議等調停手続 (ADR)

FPICはADRの認証を受けており、東京、大阪、名古屋の相談室で調停を行っています。内容は、離婚・内縁等に関する紛争及び子の監護に関する紛争です。夜間や休日にも調停を行っています。

申込みした人と相手の両方が調停を希望した場合に、原則として同席で調停を進めます。合意ができると、調停合意書を作成します。

調停開始手続費用 それぞれ 3,000円(税込)

調停費用 毎回それぞれ 10,000円

文書作成費用 1通 5,000円

養育費相談支援センター

厚生労働省の委託を受けて、離婚後の養育費に関する電話とメールによる無料相談を行っています。

電話相談 03-3980-4108
0120-965-419

フリーダイヤルは携帯からはかかりません。
ご希望によりこちらからかけ直します。

相談日 月曜～金曜 10時から20時
(水曜を除く)

水曜 12時から22時

土曜、祝日 10時から18時

メール相談 当センターホームページをご覧ください